

## 兵庫県立赤穂高等学校 定時制課程 いじめ対策基本方針

### 1 学校の方針

本校定時制課程は、校訓「質実剛健・礼讓敬愛・自主創造」のもと、地域に生きる次代の担い手としての自覚と責任を持ち、自らが主体的に判断し行動できる「こころ豊かで自立した人づくり（基礎学力の定着・社会性の涵養）」に取り組み、地域社会と連携協力しつつ、自らの「夢」や「志」の実現に向けて努力を重ね、未来を切り拓くことのできる生徒の育成を教育目標としている。そのために、全校生徒が、「自立心と責任感」「豊かな情操と道徳心」「公共の精神とふるさとを愛する心」を培うことで、安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

学校運営では、教職員間での組織的な指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、学校評価の項目として位置づけ早期発見に取り組むとともに、認知した場合は適切かつ迅速に早期解決するために、この「いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を定める。

### 2 基本的な考え方

本校定時制課程は、設立当初、昼間、勤労する青少年のための学校としての役割を果たしていたが、徐々にその姿を変え、近年では、不登校や不適応、中途退学などさまざまな理由により学校に行けなかった生徒にとっての「学び直し」のための学校としての役割を担っている。定時制課程ということで、小規模・少人数の特性を活かし、地域と連携した「体験教育」を行うことで、生徒の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を高めて、卒業後には、地域（ふるさと）に貢献できる人材に育てることをその目的としている。

いじめについては、「いじめは、あるはず」という認識をすべての教職員が持ち、小規模校の特性を活かして、平素より教職員全員が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活などでの小さな異変（サイン）を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化を見逃さないようにする。また、生徒に対して人権教育や情報モラル教育を通して、いじめについて日常的に注意を喚起していく。そして、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る風土を醸成し、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し組織的に取り組んでいく。

### 3 いじめ防止の指導体制等

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止に関する対策を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙 2 チェックリスト

## (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの未然防止の観点から、全教職員に対する研修の充実を図るとともに、「いじめ未然防止プログラム」を活用し学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、全教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

### 別紙3 年間指導計画

## (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を実行する。

### 別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときで、いじめを受けた生徒の状況を把握し校長が判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」について、「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

さらに、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

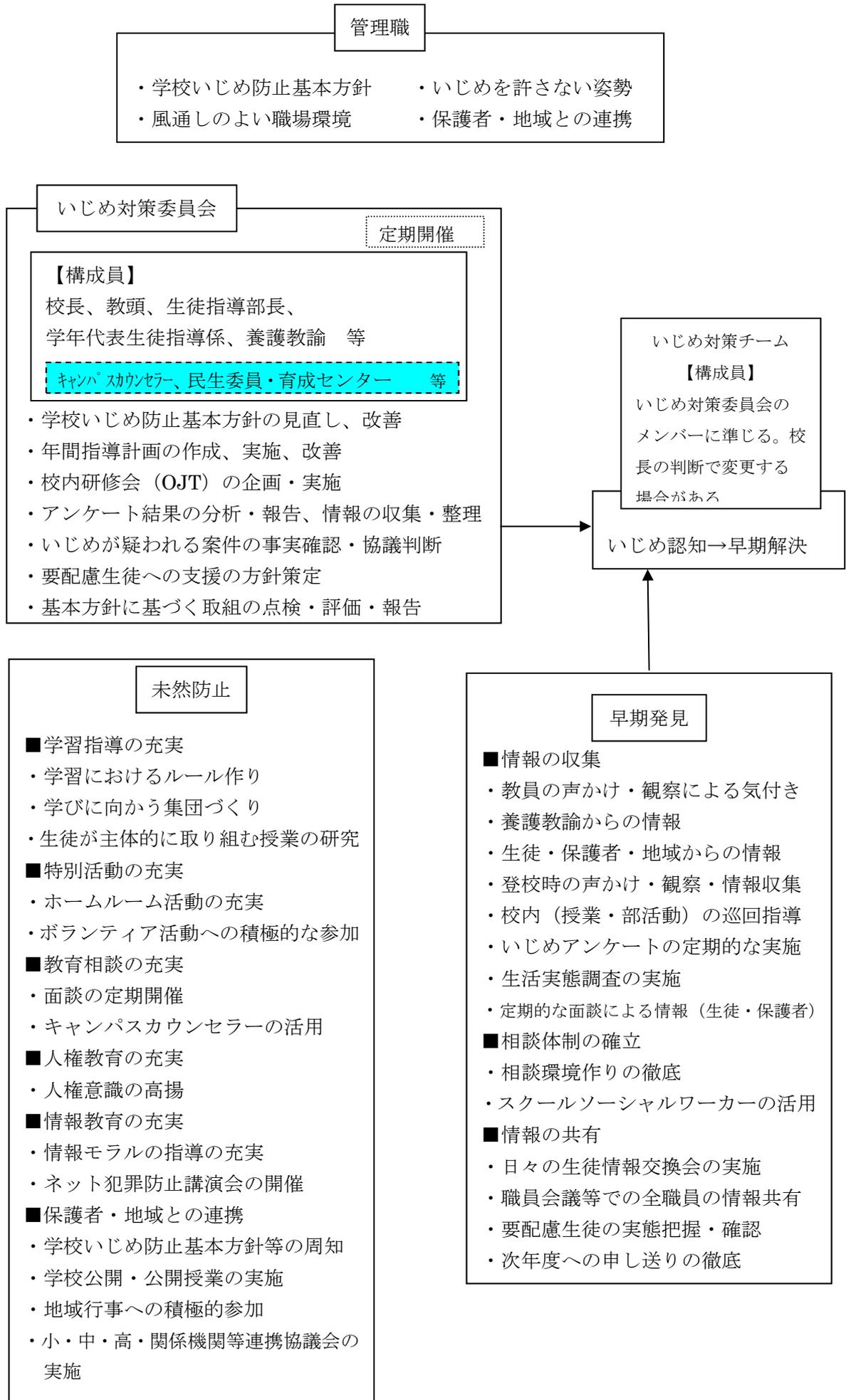
校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家（保護司や民生児童委員等）を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

地域から信頼される定時制高校をめざしている本校は、これまでも地域への情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページや学校便り（赤定だより）などで公開するとともに、学校評議員会やPTA・振興会をはじめ、「あいあいサロン」による情報交換会、三者面談、個別面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対して情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策チーム」を中心に点検し、学校評価の項目として位置づけ毎年見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、学校評議員会に意見を求めたり、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



**いじめが起こりやすい・起こっている集団**

- いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする ※
- 教職員がいないと整理整頓がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

**いじめられている子**

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている ※
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている ※
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 給食時になると教室から出て行く※

◎ 清掃時

- いつも給食やごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ズボンが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

**いじめている子**

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む ※
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる ※
- 教師が近づくと、集団が分散する ※

※ 本校独自のチェック項目

年間指導計画

別紙 3

	いじめに関する会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策チーム 指導方針・計画作成	中学校との情報交換	1年間を通して、声かけ・校内外の巡視を実施
		修学指導	担任による個別面談①
		中高情報交換会	キャンパスカウンセリング①
5月	いじめに関する 職員会議	全生徒情報交換会①	
		いじめ研修会①	担任による個別面談②
		保護者との懇親会	キャンパスカウンセリング②
6月	事 案 発 生 時	思春期講演会	いじめアンケート①
			いじめ対策会議①
			キャンパスカウンセリング③
7月	い じ め 対 策 委 員 会	生活体験発表大会(校内)	全職員による個別面談
		人権学習	
		スポーツ大会①	
		地域清掃活動①	三者面談①
8月	い じ め 対 策 委 員 会	情報モラル講演会	
		心のサポート研修会①	
		キャリア教育研修会	
9月	い じ め 対 策 委 員 会	カウンセリング研修	
		いじめ研修会②	担任による個別面談③
		生活体験発表大会(地区)	
10月	い じ め 対 策 委 員 会	東北復興支援ボランティア活動	キャンパスカウンセリング④
		体育祭	キャンパスカウンセリング⑤
11月	職 員 会 議	心のサポート研修会②	授業公開
		市内関係者懇談会(中学校・企業・保護者)	いじめアンケート②
			いじめ対策会議②
			キャンパスカウンセリング⑥
月	職 員 会 議	地域貢献活動(義士祭)	
		地域清掃活動②	キャンパスカウンセリング⑦
		教育相談研修	
		心のサポート講演会①	三者面談②
1月	職 員 会 議		キャンパスカウンセリング⑧
			担任による個別面談④
2月	いじめ対策チーム 本年度まとめ	福祉体験	キャンパスカウンセリング⑨
		1年間の反省会(点検・評価)来年度に向けて	いじめアンケート③ いじめ対策会議③
3月	いじめ対策チーム 本年度まとめ	スポーツ大会②	
		中高情報交換会②	

職員会議等

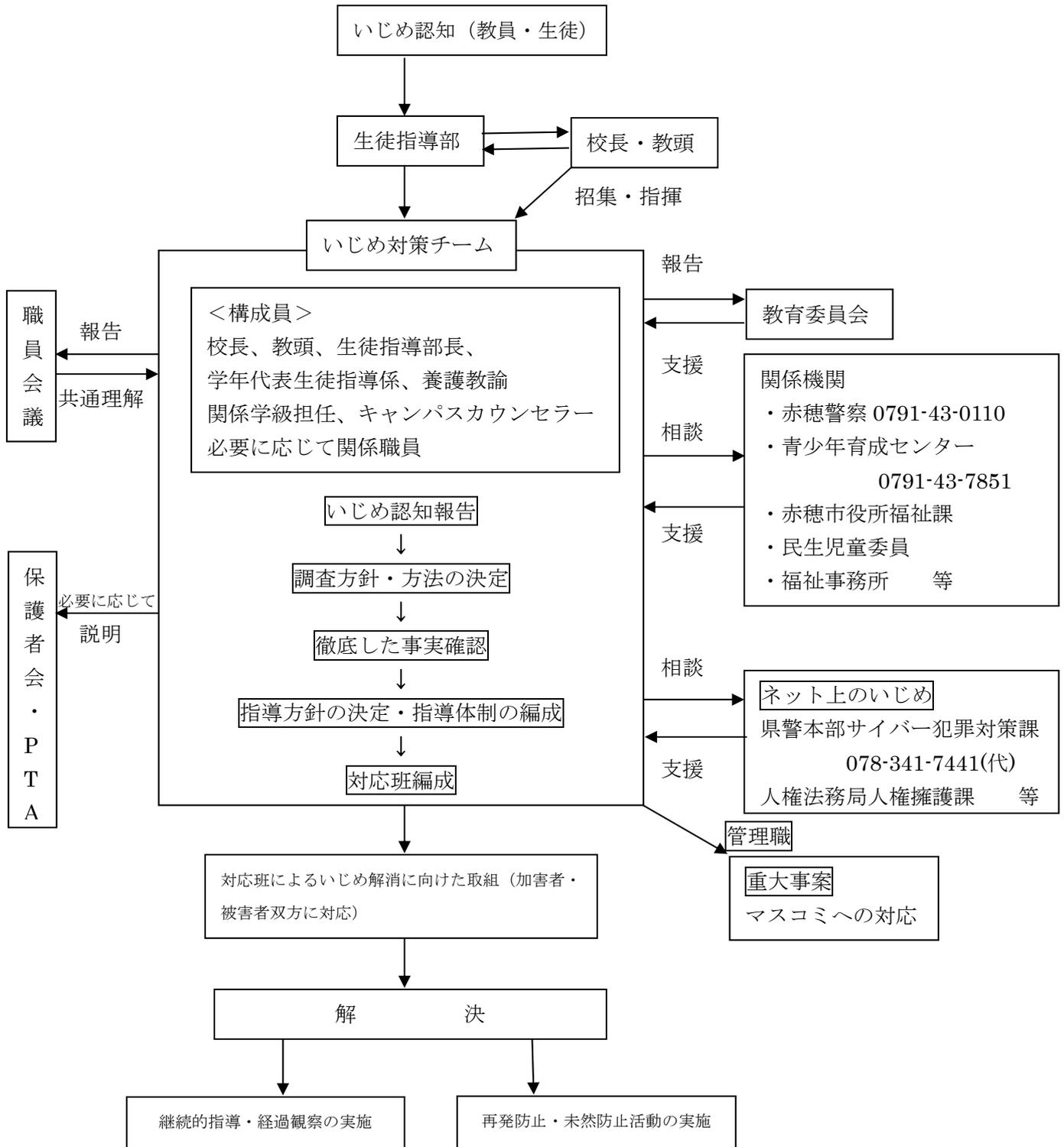
- ・いじめ対策チームは、学期に一度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについての会議を開く。

未然防止に向けた取り組み

- ・入学前後に中学校との情報交換を行う。
- ・いじめを許さない学校づくりを推進する(学校宣言の実施)。
- ・年間を通じて、登校時の声かけ・あいさつを実施する。
- ・授業時の校内外の巡回指導を実施する。
- ・部活動時の巡回指導を実施する。
- ・地域住民と連携して福祉体験・清掃活動に取り組む。
- ・学校行事を充実させて、生徒の居場所作り・人間関係の構築に取り組む。
- ・年間を通じて、アンケート、個人面談、三者面談を実施して、生徒の実態把握に努める。
- ・警察や育成センターと連携して、市内の学校の様子、問題生徒の動向についての情報交換を行う。
- ・学校の様子を、HP・便りなどで生徒・保護者・関係機関・地域住民に知らせる。
- ・生徒情報をすべて記録に残す。それを参考にして、事前に予防策・対応策を策定する。
- ・市内の小学校・中学校・高校中退者などの情報を収集して、未然防止のための対応策を考える。

早期発見に向けた取り組み

- ・いじめアンケート調査は年3回実施する。
- ・個別面談だけではなく、小規模校の利点を生かし、個々の生徒の日常の微妙な変化に気づき即時に対応する。



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒に確認する。
  - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。